平成27年1月6日付け新潟県告示第7号(道路の区域変更)中

ページ	行		誤		正
3	37、38	備考1	路線の終点を変更する区域変更	備考1	路線の終点を変更する区域変更
		2	路線の重用	2	路線の重用
			一部区間一般国道18号、一般国道2		一部区間一般国道18号、一般国道2
			92号、県道後谷黒田脇野田停車場線		92号、県道後谷黒田脇野田停車場線
			及び県道上越脇野田新井線と重用		及び県道上越脇野田新井線と重用
				3	路線の重複
					一部区間上越市道岡原脇野田線と重
					複